



島根県報

平成29年12月26日（火）

号外 第 152 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧

（農 村 整 備 課） 2

保安林の指定の解除

（森 林 整 備 課） 2

告 示**島根県告示第694号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（橋波工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第695号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原2652-17、2652-18、2652-20、2652-21、2658-12から2658-25まで、2658-31、2658-32

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅